

# 議会運営委員会

日時 令和5年11月15日（水）午前10時～  
場所 全員協議会室

---

## 1 議会活性化の検討について【別紙No.1～2】

(1) 広報広聴会議の検討項目について

(2) 早期検討項目について

## 2 その他

(1) 街頭アンケートについて <広報広聴会議（広聴部会活動）>

(2) 今後の委員会等の日程

11月15日（水）13：30～ 総務文教常任委員会

13：30～ 環境市民厚生常任委員会

16日（木）10：00～ 産業建設常任委員会

13：30～ 公共交通対策特別委員会

17日（金）11：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

20日（月）<12月議会議案送付 定例会再開：11月27日（月）>

10：00～ 議会運営委員会・幹事会

11：00～ 全員協議会（財政状況及び今後の見通し）

午後予定 広報部会・広聴部会、広報広聴会議

※請願予定者が昼頃から趣旨説明及び紹介議員の依頼のため、各会派を回られます。

## 議会活性化検討項目一覧（令和5年度） ③その他（広報広聴会議） 抜粋

Ver. 051115

No.	分類	項目	検討優先度	検討結果	提案内容等
2	住民 参画	わがまちトークの復活	③その他 (広報広聴会議)	検討継続	【提案内容】 ・わがまちトークの復活とそのためのファシリテーション研修の実施。
9-2	機能 強化	YouTube配信の取組	③その他 (広報広聴会議)	検討継続	【提案内容】 ・YouTubeの編集や投稿に関する議員の技術習得。 → 運営主体である広報広聴会議で対応いただく。(10/10議運)
15	情報 共有	議会だよりの充実	③その他 (広報広聴会議)	検討継続	【提案内容】 ・議会だよりのオールカラー化。委託業者によると穴あけをやめれば予算内でオールカラーは可能。
16-2	情報 共有	委員会等での議事内容の事前告知	③その他 (広報広聴会議)	検討継続	【提案内容】 ・主な議事内容を事前に発信し、市民への情報共有を図る。 → Facebookで会議日程を事前告知するかについて、運営主体である広報広聴会議で対応いただく。(8/10議運)
19	情報 共有	市議会ホームページのリニューアル	③その他 (広報広聴会議)	検討継続	【提案内容】 ・市議会ホームページについて、市民目線での見やすさ、興味喚起を視点に再考する。

## 令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

## 項目No.1 議会モニター制度の導入 【住民参画】

## 《今回の検討事項》

議会モニター制度の創設に係る課題等の整理について

## 要綱第1条の名称

要綱第1条の名称を、「趣旨」もしくは「目的」のどちらにするか。

<参考>

## \*亀岡市議会モニター設置要綱（案）

**（趣旨）**

第1条 この要綱は、亀岡市議会基本条例（平成22年条例第18号）第7条第5項の規定に基づき、亀岡市議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため設置する亀岡市議会モニター（以下「モニター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

**（目的）**

第1条 この要綱は、亀岡市議会基本条例（平成22年条例第18号）第7条第5項の規定に基づき、亀岡市議会モニター（以下「モニター」という。）を設置することにより、亀岡市議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進することを目的とする。

## 応募資格

過去に公務員であった人を対象とするか。

<参考（知立市議会ベース）>

- ・議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の人
- ・国会議員又は地方公共団体の議員（過去同議員であった人も含む）でないこと
- ・**国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと**
- ・これまでに亀岡市議会モニターに委嘱されたことがないこと  
（但し、定数に満たない場合は除く）

## 定 数（7人程度：公募4人程度、推薦3人程度）

公募モニターを選定後、公募モニターの人数、年齢構成、性別等を鑑み、推薦団体（自治会関係、子育て関係団体、成人式実行委員など）を決定することでよいか。

## 選 考

**幹事会・幹事長会・独自の選考会議（非公開）**など、どの会議でモニターを選考するか。また、最終的には、先述の会議でモニターを内定した後、議会運営委員会で議長から選考結果の概要を報告いただき決定することでよいか。

## 任 期

任用する期間のサイクルをどうするか。

例：4－3月（知立市議会）、5（6）－3月、もしくは11－10月など

※知立市議会のように1年度をサイクルとするか、団体推薦や準備（募集）期間等を考慮すれば5（6）－3月、予算から決算までのサイクルを考慮すれば11－10月など。

## モニター対象とする会議

どの会議をモニター対象とするか。屋外における活動中の事故や交通手段を考慮して、庁内の会議のみを対象とするのか。なお、傍聴に限らずに、インターネットやYouTube配信の視聴でも可。

<参考>

本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、広報広聴会議、議員団研修会、その他の議会行事（わがまちトーク、議会報告会、議会見学会、街頭インタビューなど）

## 会議の傍聴・視聴の回数

会議の傍聴や視聴いただく回数は、あまり多くてもモニターの負担になるのではないか。

例：原則、モニターが自由に会議を選択することとして、**任用期間中に5回程度（もしくは以上）**を目安に会議を傍聴もしくは視聴いただく。なお、モニターが会議を自由に選択して傍聴・視聴いただくため、回数の上限はなし。

## モニター会議（議員との懇談会を含む）回数

モニター会議の回数は、あまり多くてもモニターの負担になるのではないか。

例：**年3回程度**として、モニター任用時（委嘱状交付など）、任用期間の途中1回（中間報告会、議員との懇談会など）、任用終了時（モニターから議会への提案、修了証・感謝状贈呈など）としてはどうか。

※本会議や委員会と日程を合わせて、参加しやすいように配慮をする。

## 提出された意見等の処理

モニターから提出された意見等の取扱いや対応については、議会運営委員会で諮り検討結果を取りまとめた上で、報告書（文書）として議長に提出するとともに、議長からモニターに提示し、原則、議会ホームページや議会だよりにその概要やモニター意見などを掲出することでよいか。

## 報 酬

ボランティアで参加いただくため無報酬とするが、協力いただいたお礼として、任期の最後に **修了証・感謝状（賞状）** を贈呈することでよいか。（もしくはプリペイドカードなど）

## 実費弁償

会議の傍聴はボランティア（無報酬）とするが、最終のモニター会議を議会運営委員会へ意見をいただく機会として位置づけ、参考人制度を活用した出席として整理し、**実費弁償** を対応してはどうか。

※亀岡市実費弁償条例に基づき一人当たり2,600円

## 導入時期

いつから制度をスタートするか。

※制度の詳細を詰めていく中で決定していく。

## 令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

### 項目No.8 スマート議会推進に係る研修の実施 【機能強化】

#### 《今回の検討事項》

議会DX推進に係るプロジェクトチームについて

#### 名 称

例：亀岡市議会DX推進プロジェクトチーム

もしくは 亀岡市議会スマート議会検討会議（第18期） など

#### 目 的

市議会のデジタル化を推進するにあたり、単なるタブレット端末活用によるペーパーレスにとどまらず、市議会DXとして、情報の収集・共有・発信・オンライン会議などの能力向上及び実践につなげ、全議員がデジタルの利便性と可能性を実感する中で、市議会においてさらなるデジタル技術の有効活用に期するため。

#### 構 成

市議会におけるデジタル化の運用や利便性向上について、議員主導で検討する組織として位置づけ、考え方や方向性が偏らないように、様々な立場の議員の声を生かすため、デジタルに精通した議員とそうでない議員のハイブリットにより構成し、チーム議会で市議会DXを推進する。

#### 人 員

ハイブリット構成となるように各会派から1人を推薦し、正（副）議長により全体のバランスを調整する。また、プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーをそれぞれ1名置く。なお、会派に属さない議員がいる場合は、その内1人が委員となる。

#### 所管事項

- ・市議会DX推進に係る検討について
- ・議員のデジタルスキルの向上について

#### 組織の位置づけ

例：亀岡市議会スマート議会検討会議（第17期）と同様に、議員主導による議員活動の一環とする。

→ 特段の規定整備は必要ない。

（先例・申合せで設置した経過を残してもよい。）